動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十号）	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十五条第二項並びに第十七条第二項
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）	第二十六条第一項第一号及び第二号（これらの規定を第五十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二号及び第三号（これらの規定を第五十八条第一項及び第六十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条第一号及び第二号（これらの規定を第五十八条第一項及び第六十条第二項において準用する場合を含む。）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）	第三条第二項、第四条第二項第三号及び第四号、第六条第二項並びに第九条第四項第二号

別表第二動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令の項を削り、同表動物用医療機器の製造管理及び品質管理に関する省令の項を次のように改める。

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第五条、第六条第一項、第七条、第十一条第一項第四号及び第十二条第二号（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第二号並びに第二十九条第三号

別表第二動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第八条第一項第一号、第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同表動物用医薬品等取締規則の項中「第八十七条」の下に「、第九十一条の五十六第一項、第九十一条の百三十三第一項、第九十一条の六十三第一項、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第一項、第九十一条の百三十九第一項、第九十一条の百五十」を加え、「第百二十二条第二項（第百三十四条第四項」を「第百二十二条第一項及び第二項（これらの規定を第百三十四条」に、「並びに第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号」を「、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第二項並びに第百五十条の十六」に改め、同表動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の品質管理の基準に関する省令の項中「動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」に、「、第十二条第二号」を「及び第十二条第二号」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「、第十七条第一項及び第二十三条第二項」を「並びに第十七条第一項」に改め、同表動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令の項中「動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」を「動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」に改め、同表動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の項中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第三号」に改め、同表動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項中「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」を「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」に改め、同表に次のように加える。

動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	第十四条第二号及び第十五条第三号
動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第一項、第七条第一項、第十六条第二項、第十八条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十二条第一項、第三十六条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条第一項において準用する場合、第四十九条第一項及び第五十条第一項（これらの規定を第五十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第五十六条第一項（これらの規定を第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定を第六十一条において準用する場合並びに第六十二条第一項及び第二十条第一項の規定を第三十一条において準用する場合を含む。）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	第二十九条第二項（第五十八条第一項及び第六十条第一項において準用する場合を含む。）

別表第三に次のように加える。

別表第四森林組合法の項の次に次のように加える。

動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令	第八条第三号及び第四号、第九条第四項並びに第五項第一号ハ及び第四号、第十条第一項第二号、第二項第一号及び第三号、第三項第二号並びに第四項、第十一条第一項第四号及び第六号並びに第二項第五号、第十二条第二号並びに第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第十五条から第十七条まで

別表第四動物用医薬品等取締規則の項中「第六十五条第二号」の下に「、第九十一条の五十第二号及び第九十一条の百二十九第二号」を加え、同表動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の品質管理の基準に関する省令の項中「動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の品質管理の基準に関する省令」を「動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「、第十三条第一項第二号」を「並びに第十三条第一項第二号」に、「、第十七条第二項第四号、第十九条、第二十条並びに第二十一条」を「並びに第十七条第二項第四号」に改め、同表動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令の項中「動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」を「動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」に改め、同表動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項中「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」を「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」に改め、同表に次のように加える。